

第三者評価結果報告書

①民間あっせん機関名

医療法人明日葉会 札幌マタニティウイメンズホスピタル

②第三者評価実施機関名

サード・アイ合同会社

③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日)	2020(令和2)年7月15日
評価実施期間 評価結果報告日	2021(令和3)年7月9日

④総評

<特に評価が高い点>

1. 「医療と福祉をつなぐ産婦人科医療としての役割」

札幌マタニティ・ウイメンズホスピタルは、「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会(以下「あんさん協」と記す)」を立ち上げた産婦人科医師の「産まれ来る新しい命を守る」ことが産婦人科医療の責務との考えに賛同して協議会に参加し、2017(平成29)年4月に第二社会福祉事業を取得して、特別養子縁組あっせん事業を開始しました。背景には、多くの分娩の中でも、予期せぬ妊娠に悩む妊婦の存在がありました。予期せぬ妊娠を考える時には、子ども達に向けた適切な性教育は必須です。学校から依頼を受けて性教育の講師をする度に、自分自身を大切にすること、産まれ来る命の大切さを伝えて、特別養子縁組あっせん事業を紹介しています。

また、福祉・保健・教育・警察・司法等の多岐にわたる関係機関と密接に繋がり、情報を収集して支援体制つくっています。医療相談室にはメールアドレスと直通の電話を設置して相談を受け、悩む中高生に向けて「中高生妊娠相談」のパンフレットを作成しています。新聞には、病院の「中高生に無料で妊娠検査」として掲載され、テレビのニュース報道にも取り上げられました。

このように、特定妊婦や飛び込み出産、性被害等に向き合いながら、「産まれ来る新しい命」を守り「子どもの幸せ」を第一と考え、特別養子縁組あっせん事業に取り組むことで、医療と福祉をつなぐ産婦人科医療としての役割をはたしています。

2. 「実母の今とこれからを支えるケア」

実母が未成年の場合は、保護者とは別々に面接の場を設けて、本人の意向と養育環境を丁寧に確認しています。思いがけない妊娠の混乱から徐々に立ち直り、落ち着いて自分の心情を語るができるように時間をかけて接しています。本人が「出産後に養子に出す」と言った場合でも、公的な支援制度など様々な選択肢を示して、落ち着いた状況で冷静に考えるように促しています。

実母が気持ちをうまく言葉で表現できない場合には、仕草や表情、姿勢などを観察して本音を汲み取り、面接終了後のカンファレンスで代弁しています。専門的なメンタルケアのために、公認心理師が配置されています。

出産後は、実母も他の出産した母親と同様に、授乳をして育児をするように働きかけています。また、子どもの名前は実母がつけ、20歳になった子どもを思い描いた手紙を書くようにすすめています。

養子縁組についての書面による意思確認・同意は、実母が熟慮して意思決定ができるように、退院する朝に手続きを行っています。実母には、悩み苦しんで出した結論を、今後の自分の人生を大切に生きる糧にするように伝えていきます。

3、「子どものしあわせを目指したマッチングに至る過程」

養親希望者用の様式を整備して、養親となる夫婦が養子を受け入れて育てられるように段階をおって進めています。健康診断書や所得証明といった実務的な書類審査の他、複数回にわたる面談を重ねてアセスメントしています。院内での一次面接に留まらず、客観性の担保として「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」での二次面接を通過して最終決定しています。養親希望者は、居住地の児童相談所での里親登録から始まり、研修や面接、書類やレポートの提出があっせん機関から求められます。こうした過程を経ることで、養親としての適性も身につきます。結果として、縁組後の子どものことを考えた業務の手順と支援になっています。

<質の向上のために求められる点>

1、「組織的な情報共有と支援スキル向上のための記録の必要性」

単年度の事業計画は、看護部長・副部長、医療相談室が話し合い、札幌市に提出しています。しかし、計画に記載されている内容を決めた経緯や、何をどのように重点課題としているのかの経過が分かる記録が不足しています。計画の評価・見直しの経緯を分析・検討した記録も同様です。

特別養子縁組あっせん事業に直接関わるスタッフは、継続的に研修に参加して研鑽を深めています。そこで、面接方法の新たな気づきのポイント等、改善点を明らかにしています。但し、スキルとして蓄積し組織的に共有するためには記録が必要です。今回、初めての第三者評価の受審にあたり、厨房や事務などの間接業務職員も自己評価をしました。組織全体としてスキルアップを図り、改善に向かっていきます。しかし、どのように活かすかの話し合いの記録はありません。

第三者評価では、質の向上に向けPDCAサイクルを継続して実施し、適切な検討を経て具体的な進捗の記録が求められます。

今後は、自己評価や第三者評価の結果を活かし、話し合いの会議録や改善の分析記録を残し、組織として周知・共有し、全体のスキルアップとなることに期待します。

2、「第三者委員の設置等の整備と周知」

苦情解決に関しては、運営規定第14条に縁組成立後のフォロー体制として実親・養親からのクレーム対応が記載されています。苦情解決の体制と整備は事業所ごとに必要であり、その周知はあっせん機関にも求められます。

業務方法書には、苦情の受付や解決責任者、第三者委員の設置状況を記載するとともに、実親・養親希望者等へ周知することが望まれます。そのためにも早急にあっせん機関として整備することが期待されます。

<その他>

「あんしん母と子の産婦人科連絡協議会」は、「産まれ来る新しい命を守る」が産婦人科医療の責務と考え、「子どもの幸せを第一に考え、実母の心のケアを大切にする」という、特別養子縁組あっせん事業の基本姿勢のもと、産婦人科として医療と福祉をつなぐ役割を目指しています。